平成２８年（フ）第１９７１号
横浜市青葉区すすき野３丁目２番地11　嶮山パークヒルズ306
債務者　清家美和子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７４号
福岡市南区弥永５丁目９番27号
債務者　香谷　隆人
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住野　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４２３号
福岡県大野城市下大利団地41番504号、前住所福岡県大野城市東大利２丁目３番１―602号サンアトラスＶ
債務者　矢野　好美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５４１号
北九州市門司区高田１丁目５番14号
債務者　竹田　貞則
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９６３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目４番29―201号
債務者　川上　佳子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５６号
秋田県横手市赤坂字赤坂39番地
債務者　藤田　舞子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１２２４号
名古屋市北区中味鋺２丁目311番地　キャトルプレジオＢ棟202号
債務者　津野　　馨
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４号
岡山県倉敷市連島町連島37番地77　レジデンス家守102号
債務者　種本　美穂（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
北九州市小倉北区熊谷２丁目６番３―502号
債務者　浦西　泰子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５号
岐阜県安八郡神戸町大字横井740番地の40
債務者　藤井　則子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
静岡県沼津市下香貫山宮前3078番地の23　メゾンホシノ202号
債務者　石橋麻都佳
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
静岡県沼津市下香貫塩満1830番地の１　レオパレス下香貫109号、前住所千葉県八街市八街へ214番地218
債務者　瓜生　美香
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
静岡県三島市緑町20番27号　ブルーメンインセルⅠ―203
債務者　金子　元幸
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
静岡県伊豆の国市立花１丁目８番地
債務者　武山　昭光
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
静岡県三島市徳倉５丁目14番２号　末広マンション302、前住所静岡県裾野市今里534番地の25
債務者　河内　利佳
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
愛知県豊田市丸山町10丁目79番地　豊石丸山ハイツ201号
債務者　前田敬一郎
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
愛知県みよし市ひばりケ丘１―１、住民票上の住所愛知県豊田市美里４丁目３番地３　豊田ハイタウン３―303号
債務者　小濱　亮斗
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係